

## 議案第 25 号

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定について

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 31 年 3 月条例第 6 号。附則において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第 3 5 条に次の 1 項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 3 5 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 3 5 条の 2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体

制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第36条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第37条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第37条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必

要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第42条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第42条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第53条第1項及び第2項中「第34条」の次に「、第37条の2」を加える。

第64条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第74条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第77条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

第78条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第79条を次のように改める。

#### 第79条 削除

第81条第2項第4号中「第79条第2項」を「次条において準用する第37条の2第2項」に改める。

第82条中「第38条、第39条第1項」を「第35条の2、第37条の2から第39条第1項まで」に、「第42条」を「第42条の2」に改める。

第92条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第200条に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第201条第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第97条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第99条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第100条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「及び第79条から第81条まで」を「、第80条及び第81条」に改める。

第104条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に改める。

第119条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第79条」を削り、「第99条中」を「第99条第1項中」に改める。

第122条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第79条」を削る。

第135条中「第36条」を「第35条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第143条及び第146条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に改める。

第157条第2項第4号中「第79条第2項」を「第37条の2第2項」に改める。

第158条及び第161条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第79条」を削る。

第166条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第167条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第174条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加え

る。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第200条に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第201条第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第176条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に改める。

第187条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第200条に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第201条第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第189条の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第189条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第190条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に、「第99条中」を「第99条第1項中」に改める。

第195条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に改める。

第199条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に、「第99条中」を「第99条第1項中」に改める。

第206条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第210条及び第218条中「第43条まで」を「第37条まで、第38条から第43条まで」に改める。

第220条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第231条に次の1項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第235条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に、「第99条中」を「第99条第1項中」に改める。

第238条第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第245条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に、「第99条中」を「第99条第1項中」に改める。

第248条第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第255条に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第256条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第79条から第81条まで」を「第80条、第81条」に、「第99条中」を「第99条第1項中」に改める。

第257条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5

項」に改める。

第263条第1項中「第38条から」を「第35条の2、第37条の2から」に、「第65条」を「第66条」に改め、「第76条まで」の次に「、第80条」を、「第87条」の次に「、第93条から第95条まで」を加え、「第99条」を「第97条から第99条まで」に、「第263条第2項から第5項まで」を「第263条第1項」に、「第5号及び第6号」を「第4号から第6号までの規定」に改め、同条第2項中「第66条、第79条、第80条、」を削り、「から第95条まで、第97条及び第98条」を「及び第91条」に改め、「、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、「及び第93条第4項」及び「、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第66条、第79条、第80条、第93条から第95条まで、第97条、第98条、」及び「、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第66条、第79条、第80条、第93条から第95条まで、第97条、第98条、」及び「、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第66条、第79条、第80条、」、「、第93条から第95条まで、第97条、第98条」及び「、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業



所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附則第15項及び第16項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月条例第7号。附則において「指定障害者支援施設基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第7条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「及びオ並びに」を「及びエ並びに」に改める。

第14条第1項中「条例第6号」の次に「。第35条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。」を加える。

第26条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第35条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービス基準条例第200条に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第201条第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の整備等の必要な措置を講じなければならない。

第46条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第46条の2 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第51条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる

ことにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第52条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第58条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第58条の2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第8号。附則において「障害福祉サービス基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第18条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする

る」に改める。

第26条に次の1項を加える。

- 4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第28条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第29条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講

じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第33条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第33条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第46条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第6号）第200条に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第201条第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第50条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の

ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条、第57条及び第62条中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第65条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第66条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第70条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第72条中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第75条の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第75条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第86条に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第88条及び第91条中「第33条」を「第33条の2」に改める。

第93条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

(甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市地域活動支援センターに関する基準を定める条例(平成30年12月条例第52号。附則において「地域活動支援センター基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条の2 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第15条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応

じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条第2項中「地域活動支援センターにおいて」を「当該地域活動支援センターにおいて」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第20条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

第19条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第20条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 甲府市福祉ホームに関する基準を定める条例（平成30年12月条例第53号。附則において「福祉ホーム基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。



第12条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第12条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条第2項中「福祉ホームにおいて」を「当該福祉ホームにおいて」に改め、「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第18条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができ

るものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該福祉ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第17条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第18条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第54号。附則において「障害者支援施設等基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第47条」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第12条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第13条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「及びオ並びに」を「及びエ並びに」に改める。

第20条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第29条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第6号）第200条に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第201条第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第38条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための指針の整備等の必要な措置を講じなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

- 第38条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第40条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の

ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第42条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第47条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め

る条例（令和元年6月条例第3号。附則において「指定通所支援基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、<sup>かくたん</sup>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第80条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第80条において同じ。）を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第80条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第80条において同じ。）を行う場合

第7条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第80条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。第8条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3

第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第8条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第8条第3項中「前項」を「前2項」に、「を置かなければならないものとし、その員数は、当該各号に定める数とする」を「（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第8条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第29条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第40条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で

あつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第43条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第45条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。



第46条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第47条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第61条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第78条中「第45条中」を「第45条第1項中」に改める。

第80条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第80条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第87条第1項第1号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第92条第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「研究科」を加える。

第98条中「第40条」の次に「第40条の2」を加える。

第103条中「第40条」の次に「第40条の2」を加え、「第45条中」を「第45条第1項中」に改める。

第104条第1項中「第2項及び第4項、第8条」を「から第3項まで及び

第5項、第8条（第3項及び第6項を除く。））」に、「第80条第1項、第2項及び第4項」を「第80条第1項から第3項まで及び第5項」に、「と、「指定児童発達支援」」を「と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」」に改め、「、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と」を削り、「第3項中「指定児童発達支援事業所」を「第4項中「指定児童発達支援事業所」に、「第4項中「指定児童発達支援事業所」を「第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「第5項」を「第7項」に、「第6項」を「第8項」に改め、「、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と」を削り、「同条第4項中「指定放課後等デイサービス」」を「同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」」に改め、同条第2項中「第7条第5項」を「第7条第6項」に、「第80条第5項」を「第80条第6項」に改める。

附則第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

（甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第4条第3項及び第42条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項及び第2項、第48条、第53条第1項及び第2項、第82条、第100条、第104条、第119条、第122条、第135条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第210条、第218条、第235条、第245条、第256条並びに第263条第1項において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準条例（以下「新指定障害者支援施設基準条

例」という。)第4条第3項及び第58条の2、第3条の規定による改正後の障害福祉サービス基準条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第33条の2(新障害福祉サービス基準条例第52条、第57条、第62条、第72条、第88条及び第91条において準用する場合を含む。)、第4条の規定による改正後の地域活動支援センター基準条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)第2条第4項及び第20条、第5条の規定による改正後の福祉ホーム基準条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第18条、第6条の規定による改正後の障害者支援施設等基準条例(以下「新障害者支援施設等基準条例」という。)第3条第3項及び第47条、第7条の規定による改正後の指定通所支援基準条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第4条第4項及び第47条第2項(新指定通所支援基準条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項及び第2項、第48条、第53条第1項及び第2項、第82条、第100条、第104条、第119条、第122条、第135条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第210条、第218条、第235条、第245条、第256条並びに第263条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第46条の2、新障害福祉サービス基準条例第26条の2(新障害福祉サービス基準条例第52条、第57条、第62条、第72条、第88条及び第91条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第15条の2、新福祉ホーム基準条例第13条の2、新障害者支援施設等基準条例第38条の2、新指定通所支援基準条例第40条の2(新指定通所支援基準条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるの

は「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項及び第2項、第48条、第53条第1項及び第2項、第135条、第210条並びに第218条において準用する場合を含む。）、第77条第2項及び第97条第2項（新指定障害福祉サービス基準条例第104条、第119条、第122条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第235条、第245条、第256条及び第263条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第49条第2項、新障害福祉サービス基準条例第28条第2項及び第50条第2項（新障害福祉サービス基準条例第57条、第62条、第72条、第88条及び第91条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第16条第2項、新福祉ホーム基準条例第14条第2項、新障害者支援施設等基準条例第40条第2項、新指定通所支援基準条例第43条第2項（新指定通所支援基準条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第37条の2第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項及び第2項、第48条、第82条、第100条、第104条、第119条、第122条、第135条、第143条、第146条、第158条、第161条、第176条、第190条、第195条、第199条、第235条、第245条、第256条並びに第263条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第52条第3項、新障害福祉サービス基準条例第29条第3項（新障害福祉サービス基準条例第52条、第57条、第62条、第72条、第88条及び第91条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設

等基準条例第42条第3項、新指定通所支援基準条例第46条第3項（新指定通所支援基準条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

第6条 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の指定通所支援基準条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次条及び附則第8条において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第7条 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

第8条 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第8条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第9条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第61条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次条において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第61条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第10条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第

61条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

第11条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第80条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次条及び附則第13条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第80条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第12条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第80条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

第13条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第80条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

第14条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第87条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第87条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第15条 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第87条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

#### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。